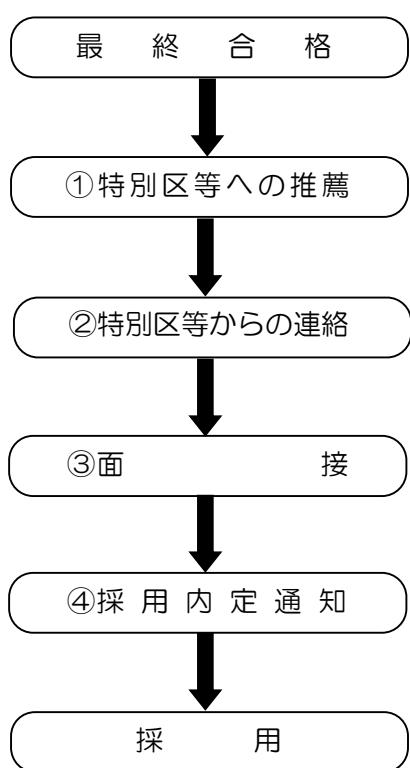


この度は、特別区職員採用選考を受験していただき、ありがとうございました。  
 今回の特別区職員採用選考に最終合格された方は、「合格者名簿」に登載されました。  
 今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

## 1 今後の流れ



### ① 特別区等への推薦（11月21日予定）

特別区人事委員会は、最終合格者決定後、原則として希望区及び選考結果を考慮のうえ、合格者を結果通知に記載されている特別区等へ推薦します。

なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに推薦できないこともあります。

※推薦先の特別区等（以下「推薦区」という。）に対しては、合格者の「履歴書」及び「障害に関する申出書」（第2次選考時に提出したもの）を提供します。

※**特別区等への推薦は一度だけ**となります。

### ② 推薦区から面接の連絡（電話・メール等）があります。病気等の理由で面接に応じられない場合は、その旨を速やかに、推薦区の人事担当にお知らせください。

※応答のない場合には、合格者名簿から削除されます。

### ③ 推荐区で、面接を行います。推薦区の人事担当の指示に従ってください。

※面接の方法は、推薦区によって異なります。

### ④ 面接の結果、採用内定となった場合は、推薦区からその旨の通知があります。それ以降は、内定を受けた推薦区の指示に従ってください。

採用の時期は、原則として令和8年4月1日です。

## 2 注意事項

### （1）次の①～⑦に該当する場合は、合格者名簿から削除されます。

- ① 「採用辞退届」を提出した場合（詳細は次頁参照）
- ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
- ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合
- ⑤ 採用選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなつた場合
- ⑥ 採用選考の申込み又は採用選考において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなつた場合
- ⑦ その他、特別区人事委員会が定める場合

### （2）合格者名簿の有効期間

名簿確定後1年間

※次頁もご確認ください。

### 3 採用辞退届

特別区等に就職する意思がなくなった場合は、採用辞退届を至急提出してください（必須）。

採用辞退届は指定様式です。下記の特別区人事委員会ホームページから指定様式をダウンロードおよび印刷のうえ、記入例を参考に、必要事項を記入し、封書にて提出してください。

※用紙はA4サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

【特別区人事委員会事務局ホームページ】

トップページ → 合格発表 → 各種様式 → 採用辞退届（障害者採用選考用）

【（参考）採用辞退届URL】

[https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/documents/saiyoujital\\_s.pdf](https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/documents/saiyoujital_s.pdf)



右の二次元コードからもアクセスいただけます。→

なお、提出先は次の2か所です。必ず両方に同じものを提出してください。

**提出先**

**1 推薦区の人事担当**

**2 特別区人事委員会事務局任用課採用係**

この届書を提出した場合は、合格者名簿から削除され、特別区等への推薦を受ける資格がなくなります。

**問合せ先**

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 TEL:03-5210-9787（平日8:30～17:15）